

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		支給費の返還
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども給付課給付係
根 拠 法 令 及 び 条 項		<p>新座市こども医療費支給に関する条例第9条、第10条</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第9条 市長は、医療費の支給事由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する額を返還させることができる。</p> <p>(支給費の返還)</p> <p>第10条 市長は、偽りその他の不正の手段により医療費の支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じた者があるときは、その者からこの条例により既に支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p>
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 次に該当する場合は、医療費の返還となる。</p> <p>(1) 偽って不正に医療費の支給を受けた場合</p> <p>(2) 誤って医療費の支給を受けた場合</p> <p>2 上記(1)又は(2)に該当する場合を例示すると次のとおりとなる。</p> <p>(1) 同一診療分の医療費を証明書や領収書等複数の書類で重複に請求した場合</p> <p>(2) 住民登録を異動したにもかかわらず、故意又は過失により当該事由に関する届出を怠り医療費の支給を受けた場合</p> <p>(3) 医療費の自己負担分がないにもかかわらず医療費の支給を受けた場合</p> <p>(4) 他の公費負担制度に該当しているにもかかわらず双方にて医療費の支給を受けた場合</p> <p>(5) 重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療等、他の医療費助成制度が優先される医療費をこども医療から受けた場合</p> <p>(6) 医療費の支給が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けた場合</p>
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)